

第四管区海上保安本部公示第 14 号

水路業務法第 8 条に基づき次のとおり公示する。

令和 8 年 6 月 26 日

第四管区海上保安本部長（公印省略）

1 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所 事務所長
堀 謙一郎
三重県桑名市大字福島 465

2 水路測量を実施する区域及び期間

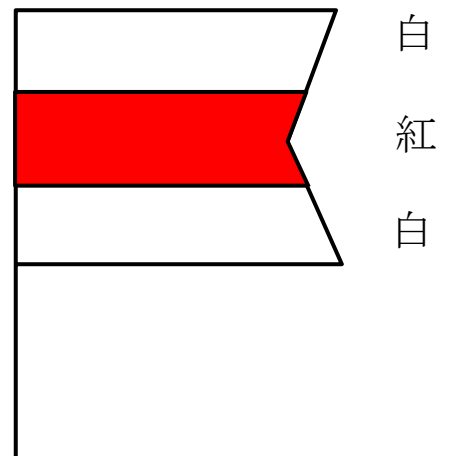
別図に示すとおり
令和 8 年 7 月 6 日～令和 8 年 9 月 3 0 日（うち 3 5 日間）

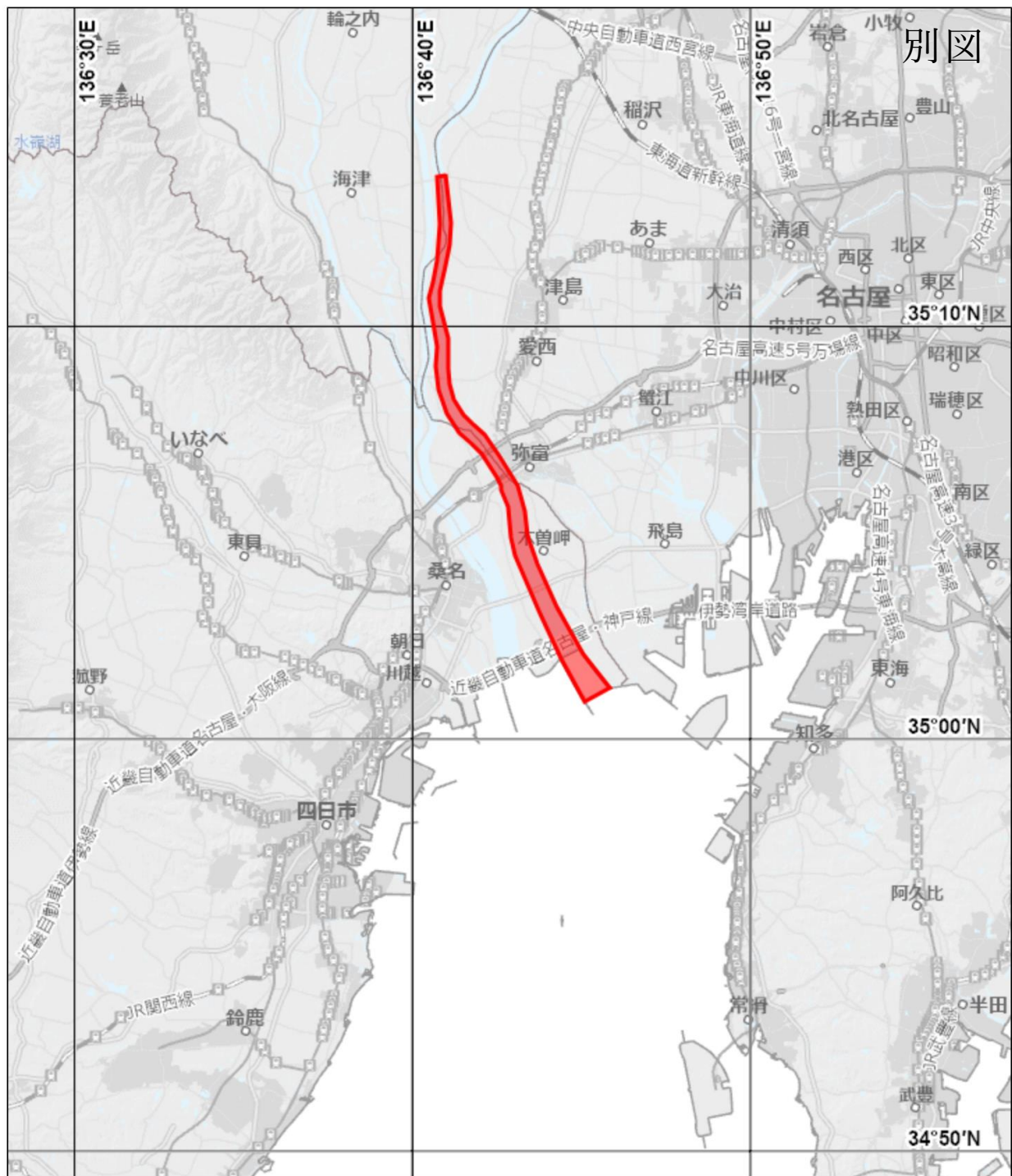
3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、航空レーザー、マルチビーム音響測深機による
測深

4 その他必要な事項

測量船は、水路業務法第 1 7 条に基づき、
水路業務法施行規則（昭和 2 5 年運輸省
令第 5 5 号）第 6 条に定める標識を揚げ
る。





6km
3nm

調査区域

海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を元に作図